



30環活第443-18号  
令和元年9月4日

都市計画決定権者 知多市

代表者 知多市長 宮島 壽男 殿

愛 知 県 知 事



知多都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）西知多医療厚生組合ごみ  
処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書についての知事意見につい  
て（通知）

このことについて、愛知県環境影響評価条例（平成10年愛知県条例第47号）第  
31条第2項の規定により読み替えて適用される同条例第20条第1項の規定に基づ  
く環境の保全の見地からの意見は、別添1のとおりです。

なお、関係市長の環境の保全の見地からの意見は、別添2のとおりです。

担 当 環境局環境政策部

環境活動推進課環境影響評価グループ

電 話 052-954-6211（ダイヤルイン）

## 知多都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）西知多医療厚生組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書についての知事意見

都市計画決定権者は、以下の事項について十分に検討し、その結果を環境影響評価書（以下「評価書」という。）に記載する必要がある。また、事業者は、評価書に記載される内容に従って環境保全に万全を期する必要がある。

### 1 全般的事項

- (1) 事業の実施に当たっては、環境影響評価準備書に記載されている環境配慮事項や環境保全措置を確実に実施することはもとより、環境保全対策に関する最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。
- (2) 環境への影響に関して新たな事実が判明した場合等においては、必要に応じて適切な措置を講ずること。

### 2 地盤・土壌、地下水の状況及び地下水質

事業実施区域内における現地調査により、砒素及びふっ素の土壌汚染並びにふっ素及びほう素の地下水汚染が確認されている。このため、土地の形質変更予定部分の汚染土壌の除去等の措置を適切に行うこと。また、地下水質については、定期的なモニタリングを継続し、事業実施に当たって、事業による影響が確認された場合には、適切な環境保全措置を講ずること。

### 3 動物

事業の実施に伴う緑地の改変等によるワスレナグモを含む動物への影響が懸念されることから、事業の実施に当たっては、出来る限り草地を含む緑地の保全及び創出に努めること。また、緑地の創出に当たっては、専門家の助言を踏まえて適切に実施すること。

### 4 廃棄物等

工事中及び施設の供用時に発生する廃棄物等については、発生を抑制することはもとより、再使用又は再生利用を徹底するとともに、再使用又は再生利用できないものについては、適正に処理すること。

### 5 温室効果ガス等

事業の実施に当たっては、より高い発電効率の廃棄物発電設備の導入、焼却に伴う廃熱の有効利用など、温室効果ガスの更なる排出抑制に努めること。

## 6 その他

- (1) 評価書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、わかりやすい図書となるよう努めること。
- (2) 事業の実施に当たっては、今後とも積極的な情報発信を行うとともに、住民等からの環境に関する要望などに適切に対応すること。

別添2

知環発第127号

令和元年6月21日

愛知県知事様

知多市長 宮島 壽 男



知多都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）西知多医療厚生組合  
ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書について（回答）

令和元年5月24日付け30環活第443-3号で照会のありましたこのことについて、意見はありません。

（連絡先 環境政策課 電話0562-36-2660（直通））



生第40号

令和元年(2019年)6月13日

愛知県知事様

東海市長 鈴木 淳 雄



知多都市計画ごみ焼却場(一般廃棄物処理施設)西知多医療  
厚生組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書  
について(回答)

令和元年(2019年)5月24日付け30環活第443-3号で照会の  
ありましたこのことについては、意見はありません。

担当

環境経済部 生活環境課

平 松

電話 052-603-2211

内線(153)

Mail kankyou@city.tokai.lg.jp

